

地域密着型通所介護
デイサービスセンター
フォレストヴィラ水戸

＜重要事項説明書＞

地域密着型通所介護 デイサービスセンター フォレストヴィラ水戸
重要事項説明書

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

利用者に対するデイサービスの提供開始にあたり、地域密着型通所介護事業者（乙）が甲に説明すべき重要事項は、以下のとおりです。

記

1. 指定「地域密着型」通所介護事業所の概要

1.事業者

(1) 法人名 社会福祉法人 凰凰会
(2) 法人所在地 茨城県水戸市全隈町1256-7
(3) 電話番号 029-253-6551
FAX番号 029-253-6553
(4) 代表者氏名 理事長 林 瑞香
(5) 設立年月日 平成8年3月14日
(6) 利用定員 18名
事業所指定番号 指定地域密着型通所介護事業所
水戸市 0890100464号

2.事業所の目的

介護保険法令に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご契約者への適切なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の職員体制

職種	指定基準	配置
管理 者	1名	1名
生活相談員	1名	1名以上
介護職員	2名	2名以上
看護職員	1名	1名
機能訓練指導員	1名	1名

3. 営業時間

(営業日) 月曜日～土曜日（年末年始を除く）
(営業時間) 午前8時30分から午後5時30分
(サービス提供時間) 午前9時20分から午後4時30分
(通常事業実施地域) 水戸市

4. 事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付対象となる利用料金

【サービス概要】

① 入浴

- ・入浴介助を行います。一般的な入浴が難しい方には、機械浴槽（座浴・伸浴）を使用して入浴介助を行います。

② 排泄

- ・ご自分でトイレに行くことが難しい方には介助を行います。
ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 送迎

- ・ご契約者のご自宅から事業所までの間を送迎します。

【サービス利用料金（1日あたり）】

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

※以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

① 食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養ならびにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

【食費】

料金：1食あたり 780円

② レクリエーション

ご契約者のご希望により通常のレクリエーション以外のレクリエーションを実施した場合は、材料費等実費を頂きます。

※経済状況の著しい変化その他やむをえない事由がある場合、相当な額

に変更することがあります。その場合、事前に変更内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

(3) 前記、(1) (2) の料金・費用は、1 ヶ月のご利用料金を翌月の初めにご請求させていただき、登録いただいた通帳から利用料金回収代行業者が指定する日の引落しとなります。

(4) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の 2 日前までに事業者に申し出でください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

5. 事故発生時の対応方法

事故が発生した場合には、応急処置及び緊急受診などの必要な処置を講じるほか、ご家族の方に速やかに連絡します。また、必要に応じて保険者へ速やかに報告します。

6. 非常災害対策

非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災訓練に基づき、年 2 回以上の総合訓練を実施します。

7. 複写物の交付について

ご契約者は、サービス提供の記録についていつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。

一枚につき 10 円

8. 身体拘束の制限について

サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を実施しません。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、ご家族に説明し、同意を得て、その態様及び時間、その際の身体状況、緊急やむを得なかつた理由を記録するものとします。

9. 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の予防のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：管理者 阿部訓枝

虐待防止に関する窓口：生活相談員 澤畠有香

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 定期的に虐待防止のための委員会を開催します。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定します。
- (5) 虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- (6) 虐待防止のための指針を整備します。

10. 秘密保持について

業務上知り得た、本人及びご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。但し、介護サービスを提供する他事業所との連携に必要な場合は、文書による本人または家族の同意を得た後、関係先にのみ提供できるものとします。

11. ハラスメントについて

ハラスメントに関する事業者の取り組みとして、職場内でのハラスメント対策を行います。また、利用者、家族または身元保証人等から、事業所及びそのサービス従事者、その他関係者に対し、故意に暴力や暴言等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービス利用を一時中止もしくは契約を解除します。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から必要時の委員会の開催、事業所としての指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組みます。

13. 業務継続計画の策定等

感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。事業者は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

14. 第三者評価の実施状況について

1 あり	実施年月日	
	評価機関名称	
	結果の開示	
② なし		

15. 苦情の受け付けについて

(1) 当事業所における苦情の受け付け

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情・相談受付窓口 (担当者) 生活相談員 澤畠 有香

フォレストヴィラ水戸 通所介護事業所 電話番号 029-253-6551

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9時～18時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

水戸市役所 介護保険担当	所在 地	水戸市中央 1-4-1
	T E L	029-224-1111
	F A X	029-232-9230
	受付時間	8時30分～17時15分
国民健康保険 団体連合会	所在 地	水戸市笠原町 978-26
	T E L	029-301-1550
	F A X	029-301-1575
	受付時間	8時30分～17時30分
茨城県 社会福祉協議会	所在 地	水戸市千波町 1918 (セキショウ・ウェルビーイング福祉会館内)
	T E L	029-241-1133
	F A X	029-241-1434
	受付時間	8時30分～17時15分

※なお、事業所における苦情の受け付けやご相談はフォレストヴィラ水戸居宅介護支援事業所でも受け付けております。

担当者 フォレストヴィラ水戸居宅介護支援事業所

管理者 阿部 訓枝

電話番号 029-253-6551